建築解体工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　平成２７年度 静岡県立こころの医療センター医局・研究室改修工事
2　工事場所　静岡 (市)・郡　葵 (区)・町　地内・先　与一４丁目1-1
3　敷地面積　50,127.99　㎡
4　都市計画　⊙都市計画区域内　・準都市計画区域内　・都市計画区域外
5　用途地域　⊙線引（◎市街化区域　・市街化調整区域）　・非線引
・
6　防火地域　・防火地域　・準防火地域　⊙指定なし
7　その他の地域・地区　・騒音規制法に基づく指定区域　・１種　・２種　・３種　・４種
・風力係数算定のための地表面粗度区分　・Ⅱ　・Ⅲ
・風圧力算定のための基準速度　Ｖo＝　32　m/s

8　解体建物概要

建物名称又は工作物	構造・階数	建築面積㎡	延べ面積㎡	摘要

9　工事内容　医局・研究室改修工事

Ⅱ　仕様

1　図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書・同解説」(平成24年版)による。(以下、「解体共通仕様書」という。)
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成25年版)」(以下「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成25年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成25年版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成25年版)」による。
2　設計書の内容に明記がない場合、又は相違ある場合は、原則として監督員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1)質問回答書((2)から(5)に対するもの)　(2)現場説明書　(3)特記仕様書　(4)図面
(5)解体共通仕様書
3　特記仕様
(1)項目は、番号に○印のついたものを適用する。
(2)特記事項は、○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。
(3)特記事項に記載の(．．)内の表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の(改　　)内の表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の(標　　)内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4)「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとし、警戒宣言発令時には工事を中止する。
事実が発生した場合は、契約約款第26条(臨機の措置)によって処理されたものとする。
(5)◎印は「静岡県環境物品等の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の公共工事に係わる特定調達品目を示す。
(6)環境対策(現場発生材の再利用及び分別収集等)に極力努めること。
(7)「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」(国土交通省)を遵守すること。

Ⅲ　電子納品等

1　納品の仕様等は電子納品運用ガイドライン(案)による。
2　貸与する設計図CADデータの有無
※有り　　・無し
3　貸与するCADデータの使用範囲
当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

章	項　目	特記事項
1 一般共通事項	1 適用基準等	・建築工事における建設副産物管理ﾏﾆｭｱﾙ・同解説 (1.1.1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室(平成18年版) ・改訂　既存建築物の吹付けｱｽﾍﾞｽﾄ粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 国土交通省住宅局建築指導課編集協力 ・工事写真の撮り方(改定第3版)建築編　国土交通大臣官房官庁営繕部監修
	2 官公署その他への届出手続等	※遅滞なく必ず行うこと。 (1.1.3) 届出書の写、申請書の写及び許可書などの書類は、受注者事務所に保管する。
	3 工事実績情報の登録	(請負代金500万円以上の場合)　※工事ｶﾙﾃ特記仕様書による (1.1.4) (1.1.9)
	4 工事の一時中止	静岡県建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」)を発注者に提出し、承認を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	5 関係法令等の遵守	解体工事の施工にあたり、関係法令等を遵守すること。 (1.1.13) (1.2.3)
	6 工事の記録	解体工事のため建築物及び工作物が消滅するので、地下室の撤去など見え隠れとなる箇所や法令を遵守した施工方法などを工事写真とし必ず記録すること。
	7 発生材の処理	発注者に引渡すもの　・有り　・無し (1.3.10) ・PCB含有物(保管場所:　　) ・金属類(保管場所:　　) ・
	9 施工計画調査	解体施工、建設廃棄物の処理、特別管理産業廃棄物の処理、アスベスト含有建材の除去等の前には必ず施工調査を実施すること。設計図書等との相違がある場合は資料を添えて監督員に報告し協議を行なう。 (1.4.1)
	10 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※　図示 (1.4.2)
	11 技術検査	工事施工中における技術検査の実施回数等は監督員の指示による。 (1.6.2)
	12 解体重機類	・低騒音型　・低振動型　・指定無し
	13 事故報告	工事施行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に速やかに提出すること。また建設工事事故報告書ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽに登録すること。
	14 地震・異常気象時等の報告	異常気象時及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督員に報告する。
	15 公共事業労務費調査に対する協力	本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、その調査時期が工事中又は完成後であっても関係書類の整備、下請負人の指導等を含め協力すること。
	既存部の汚損	
2 仮設工事	1 騒音・粉じん等の対策	・防音ﾊﾟﾈﾙ　・防音ｼｰﾄ　・養生ｼｰﾄ (2.2.1) 設置範囲，高さ　※図示　・
	2 足場その他	手すり先行足場の設置　※行う　・行わない (2.2.2) 足場を設ける場合は、共通仕様書2.2.2(b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場により行うこと。
	3 監督員事務所等	・設ける　・10m2程度　・(　　)m2程度　・既存建物利用 (2.3.1) ・設けない 監督員事務所の備品等　共通仕様書によるほか下記による。 ・机・椅子・ｺﾞﾑ長靴・雨がっぱ・保安帽・安全帯・更衣ﾛｯｶｰ(以上は監督員　人分) ・書籍・白板・掛け時計・寒暖計・懐中電灯・受注者加入電話の子機 ・消火器・冷暖房機器(以上は各1ヶ)・パソコン（インターネット接続：　）
	4 工事用水	構内既存の施設　・利用できない　・利用できる(※有償　・無償)
	5 工事用電力	構内既存の施設　・利用できない　・利用できる(※有償　・無償)
	6 仮設間仕切り	※A種　・B種　・C種 (改2.3.2) 合板またはせっこうﾎﾞｰﾄﾞの塗装　・行う　※行わない 改修特記に合わせる
3 解体施工	1 事前措置	水道管　・使用中　・休止中　・撤去済 (3.2.1) ｶﾞｽ管　・使用中　・休止中　・撤去済 電線引込み　・使用中　・休止中　・撤去済 浄化槽の汚水及び汚物処理　・実施済　・未実施（工事にて実施） 排水槽の汚水及び汚物処理　・実施済　・未実施（工事にて実施）
	2 山留め	・設置する（箇所：・図示　・　　）　・設置しない
	3 杭	杭の撤去　・行う　・行わない (3.9.2) 解体方法　・引抜き工法(杭の処理：　　)　・破砕による解体 杭孔埋戻し　・山砂　・砕石
	4 構内舗装等	樹木等の移植　・行う(移植先：　　)　・行わない (3.10.1) ・伐採　・抜根
	5 地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体　※行う　・行わない (3.11.1) 解体範囲（※図示　・　）
	6 解体後の整地	※行う　・行わない (3.12.1) 整地高さ　・現況GL：　m　・設計GL：　m (標3.2.3) 盛土等の種別　・A種　・B種　・C種(土質：　　、受渡条件：　　)　・D種
4 建設廃棄物の処理	1 建設リサイクルデータ統合システム	受注者は施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該ｼｽﾃﾑにﾃﾞｰﾀの入力を行なうものとする。監督員への報告(提出)はｼｽﾃﾑにより作成した{再生資源利用計画書(実施書)}及び{再生資源利用促進計画書(実施書)}により行うものとする。なお、これにより難い場合には、監督員と協議しなければならない。本工事の施工にあたっては「建築工事における建設副産物管理ﾏﾆｭｱﾙ」を参考に適切な処理に努めるものとする。
	2 特定建設資材の再資源化等	本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材等の実施について適切な措置を講ずる。 ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定していた条件により難い場合は、監督員と協議する。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督員に報告する。 なお書面は「建設ﾘｻｲｸﾙｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(平成14年5月)」に定めた様式1{再生資源利用計画書(実施書)}及び様式2{再生資源利用促進計画書(実施書)}を兼ねるものとする。 但し工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 本工事が「建設ﾘｻｲｸﾙ法」の対象外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。
3 再資源化等	工程ごとの作業内容及び解体方法	・建築物に係る解体工事 工程 / 作業内容 / 分別解体等の方法 ・建設設備、内装材等 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・屋根ふき材 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・外装材、上部構造部材 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・基礎、基礎ぐい / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・その他(　　) / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等) 工程 / 作業内容 / 分別解体等の方法 ・仮設 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・土工 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・基礎 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・本体構造 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・本体付属品 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・その他(　　) / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 手作業・機械作業を併用する理由 建築設備の取り外し(　　) 内装材料の取り外し(　　) 屋根葺材の取り外し(　　)
	※再資源化等をする施設の名称及び所在地	(4.4.1) 建設廃棄物の種類 / 中間処理施設又は再資源化施設の名称等 / 所在地 ・コンクリート ・ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄からなる建設資材(PC板、ｺﾝｸﾘｰﾄ平板、ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品等) ・木材 ・木材(縮減) ・ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ ・金属類 ・小形二次電池 ・ 注)上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。
	4 現場利用する再資源化された建設廃棄物	(4.4.1) 建設廃棄物の種類 / 再資源化の有無 / 再資源化施設の名称等 / 所在地 蛍光ﾗﾝﾌﾟ HIDﾗﾝﾌﾟ / ・再資源化する ・再資源化しない 硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管・継手 / ・再資源化する ・再資源化しない 硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管・継手 / ・再資源化する ・再資源化しない ｶﾞﾗｽ / ・再資源化する ・再資源化しない 注)上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。
	5 産業廃棄物広域認定制度	(4.4.2) 種類 / 所在地等 注)上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。
	6 最終処分する建設廃棄物	(4.4.4) 種類 / 最終処分場の名称等 / 所在地等 注)上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。
5 特別管理産業廃棄物の処理	7 処理に注意を要する建設廃棄物	(4.5.1) 種類 / 処理施設の名称等 / 所在地等 ・CCA処理木材 注)上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。 砒素・ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞの処理 ・製造業者に回収を委託する　・管理型最終処分場で埋立処分する 種類 / 処理施設の名称等 / 所在地等 砒素・ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 注)上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。 石綿含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ及び砒素・ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ以外の石膏ﾎﾞｰﾄﾞの処理 ・最終処分(埋立処分)　・再資源化
	8 建設発生土の処理	(標3.2.5) ・場外指定場所に搬出し、搬出後、監督員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。 搬出場所(　　)、受入条件(　　) 処分費　(　　)、仮置場　(　　) ・近隣の受入先を調査の上、搬出距離、受入条件等が確認できる資料を監督員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。なお、次の運搬に相当する経費を見込んでいる。 搬出距離　(　　)、DID区間(　　) 仮置場　(　　) ・場内指定場所に敷き均し ・場内指定場所に堆積
	1 施工調査	分析調査 (5.1.2) 分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類 / 採取する部位又は箇所等 / 採取する数量 / 備考
	2 特別管理産業廃棄物の処分等	(5.4.1) 特別管理産業廃棄物の種類 / 処理施設の名称等 / 所在地等 注)上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。
	3 PCBを含む機器類	引渡しを要する機器類 (5.4.3) ・ ・ ・ ・ 注)照明器具安定器にPCBが使用されている場合、安定器を本体より分離して金属箱に収納し表示を付して建物管理者に引き渡すこと。(報告書共) 微量PCBの分析調査　・行う　・行わない 調査対象機器　※図示
	4 PCB含有シーリング材	PCB含有分析調査 (5.4.4) ・第一次判定(ｼｰﾘﾝｸﾞ材種の判定) 日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会に次のｼｰﾘﾝｸﾞ材のｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞを送付し、材種の判定を行う。 判定結果については、監督員に速やかに報告する。 ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ採取箇所　※監督員との協議による　・図示 採取箇所数　※監督員との協議による　・　箇所 採取方法は「ＰＣＢ含有判定シーリング材サンプル採取マニュアル(日本シーリング材工業会)」を参考にすること。 ・第二次判定(PCB含有量の判定) 専門分析機関に次のｼｰﾘﾝｸﾞ材のｻﾝﾌﾟﾙを送付し、PCB含有量の分析を行う。なお、分析ｻﾝﾌﾟﾙの四周は除去し、採取部の内部(大気にさらされていない部分)を取り出して分析する。判定結果については、監督員に速やかに報告する。 ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ採取箇所(　　)　採取箇所数(　　) 撤去方法 ・「標準施工要領書(日本ｼｰﾘﾝｸﾞ工事業協同組合連合会/日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会)」による。 ・ 撤去範囲　※図示　・
	5 廃油	廃油の処理 (5.4.5) ・焼却処分　・中間施設で再生処理
	6 廃酸 廃アルカリ	廃酸・廃ｱﾙｶﾘの処理 (5.4.6) ・中和処理　・焼却処分　・中間施設で再生処理
	7 ダイオキシン類	ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ調査　・行う　・行わない (5.4.7) 解体工法　・ ・ 処分方法　・ ・